

令和5年度 こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業
「発達障害児の障害児サービス利用に係る医療受診の現状把握及び発達支援の
必要性の判定のためのアセスメント方法の確立に向けた研究」
分担研究報告

発達障害児における障害福祉サービス利用時の受給決定の実態調査

－事業所へのインタビュー調査－

研究分担者 小林 真理子 (山梨英和大学・教授)
研究協力者 武部 正明 (山梨英和大学)
梶館 尚武 (山梨英和大学)
河西 朱音 ((福)子育て・発達の里 こころのサポートセンターネストやまなし)
村山 正博 ((福)子育て・発達の里 こころのサポートセンターネストやまなし)
研究代表者 内山 登紀夫 (福島学院大学・副学長)
研究分担者 稲田 尚子 (大正大学・准教授)
宇野 洋太 (大正大学・客員研究員)
川島 慶子 (福島学院大学・特任講師)
下野 九理子 (大阪大学大学院・教授)

【研究要旨】

本研究は発達障害児における障害福祉サービス利用時の受給決定の実態調査において、事業所調査について結果を整理・分析した。

受給者証発行までの期間と支給日数は要約統計量を算出した。また、#1：受給者証発行までのプロセスの実態、#2：相談支援事業所の果たすべき役割と現実とのギャップ、#3：事業所が受給者証発行を保護者に促す際の留意点と課題、#4：事業所からみた、自治体、通所・相談支援事業所の役割については、事業所へのインタビュー内容に基づいて、インタビューの要約を行った後、合議制質的分的法を用いて考察した。

A. はじめに

本稿は、研究全体で実施した、自治体・事業所(通所支援・相談支援)・保護者のインタビュー調査において、特に、事業所からのインタビュー調査の結果について整理し、考察を行った。

の市区町村サイズ(①50万以上の指定都市、②20万以上の中核市、③5万以上のその他の市、④5万未満の町村)に決定し、4つの市区町村サイズが概ね同数になるように研究者の縁故法により調査対象に依頼し、同意を得られた機関・対象者。

B. 方法

1) 調査方法

半構造化面接によるインタビュー

調査対象機関・者(自治体、相談支援事業所・児童発達支援事業所、保護者)

35か所のうち、事業所17か所を対象とする。

2) 調査対象

従来の市区町村サイズ別の在り方を基本にし、ながら、研究者全員の合議により、以下の4つ

3) 分析方法

(1) 分析1 数量化できるもの:

数量化が適切なデータがあるかを確認し、受

給者証発行までの期間については、代表値として中央値、散布度として平均偏差を算出した。支給日数については、回答が多岐にわたるため、代表的なカテゴリを作成し、その比率を示した。

(2) 分析2 数量化できないもの：合議制質的分析法により、結果を整理し、考察を行う。

①合議のメンバー

○ 年齢：60代：1人 40代：3人 20代：1人

○立場：

- ・大学教員（福祉心理学や障害児心理学を専門）7年 障害福祉・児童福祉領域の心理職として実践経験：30年以上
- ・大学教員（コミュニティ心理学や心理アセスメントを専門）2年 障害福祉・高齢者福祉領域での心理職として実践経験：20年以上
- ・大学教員（教育心理学や心理統計学を専門）12年 地域福祉・母子保健領域における調査指導：2年以上
- ・児童発達支援事業所（児童発達支援管理責任者）5年以上 障害児支援領域で教育・心理職として実践経験20年以上
- ・児童発達支援事業所（公認心理師としての専門職）4年 障害児支援領域で心理職として実践経験 塾講師として教員歴などを6年

②手続き

○合議のメンバーの一人が、事業所のインタビュー結果から以下の内容について整理する。

- # 1 受給者証発行までのプロセスの実態
- # 2 相談支援事業所の果たすべき役割と現実とのギャップ
- # 3 事業所が受給者証発行を保護者に促す際の留意点と課題
- # 4 事業所からみた、自治体、通所・相談支援事業所の役割

○# 1～# 4について整理された内容をメンバ

ー全員で確認し、合議制により、まとめを考察する。

※ なおこの調査においては、福島学院大学において、倫理審査委員会にて確認、承認されている。

C. 結果と考察

【分析1】

1) 受給者証発行までの期間

中央値=21日

平均偏差=10.8日

・標本サイズが小さい中で、最大で3ヶ月や短い場合は7日といった、全体の傾向からみるとやや逸脱した回答が散見されたため、中央値を代表値としている。対応する散布度として、中央値からのバラつき具合を示す平均偏差を参考に挙げた。

・子育て支援センター（療育担当部署）での初期支援を経由して児童発達支援センターを利用する場合、4ヶ月～5ヶ月および3ヶ月～6ヶ月という回答が2件あった。これらは特定の施設を経由するというケースであり、かつ著しく発行期間が長いため、例外と捉え、上記の分析には含めていない。

2) 支給日数

支給日数	
23日	42.1%
10-15日	15.7%
週の利用日数に応じて	21.0%
希望通り	15.7%
具体例なし	5%

支給対象者に応じた多様な回答を複数提示する事業所がいくつも存在した。そのため、上記表は支給日数についても述べ数に基づいて作成された概要にとどめられるものである。支給日数は事業所単位で一律に、また明確に定まっている

とは限らず、支給対象者に依存している。詳細は以下の通りである。

- ・17事業所のなかで、支給日数について23日と答えたのが7事業所（41%）であった。
- ・このうち2件に23日を越える支給日数への対応が可能である旨の回答があった。
- ・15日と答えた事業所は1件、10-15日と答えたのは1件であった。
- ・ただし、後者は、保育所・幼稚園児は15日が限度、土日でも使いたい場合はプラス5日、相談支援員がついていれば最大27日との補足があった。
- ・週の利用数に応じて支給日数を決めるという回答が3件あった。
- ・週1の場合で月5日、週2なら月10日、週3なら月15日、週5なら月22日との回答があった。
- ・支援体制別での回答が1件あり、児童発達支援の場合は15日から最大23日、放課後デイサービスの場合は23-最大27日とのことである。
- ・希望通りの日数を出すという回答が3件であった

【分析2】

#1 受給者証発行までのプロセスの実態 良い面（市区町村サイズ別）

整理された内容（#1）

■50万以上の指定都市

	受給者証発行プロセスの良い面
50万以上の指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・発行までに要する日数は比較的早い点。 また、利用日数は良くも悪くも親の希望が尊重される点。 ・さらに、親や家族全体に支援を要する世帯の場合（養護できないなど）、療育サービスでそうした点をカバーしている面がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターを利用する場合、行政機関を経るので（システム上）、<u>受給者発行のプロセスはスムーズ</u>である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>子ども同席しての面談があること</u>で、<u>支給日数等についても客観的に判断してもら</u>える。

■20万以上の中核市

	受給者証発行プロセスの良い面
20万以上の中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1か月以内に発行</u>される
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>相談支援事業所の相談員がいる場合は、客観的な視点で利用日数や保護者の負担感に寄り添って支給決定が決定</u>をしてもらえる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>相談支援専門員がいる場合、行政と家庭訪問</u>に行く ・<u>計画をつくるためのアセスメント</u>をする
	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な児童発達支援を10日で一旦判断することはよいと思う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>医師の診断を受けなければいけないハードルがない</u>ので、<u>診断を受けることに抵抗がある人、医療機関につながっていない人も、受給者証があれば発達支援を受けられる</u>ことができる点。

■5万以上の市・5万人未満の（市）町村

	受給者証発行プロセスの良い面
5万人以上の市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>担当課がケースの事を考えて丁寧に対応</u>してくれる。
5万人未満の（市）町	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>支給日数について市に相談すると、状況を理解し日数を増やすなどの対応</u>をしてくれる。

村	<ul style="list-style-type: none"> ・市が事業所の事を信頼してくれていると感じる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・市は <u>モニタリングの頻度決定を柔軟に対応</u> してくれる ・支給日数についての対応も同様 ・受給者証発行までに必要な、<u>理解支援（子どもの特徴や必要な地域資源の活用等）</u>において、<u>市の持つ相談機能がしっかりとしている</u>ので、方向性がしっかりと示されて医療へつながれている。 ・サービス利用希望があるケースについては、<u>必ず基幹相談支援センターへつなぎ、そこでケースの状況によって対応する相談支援事業所を振り分けている</u>ので、お互いの良さを発揮できていると思う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>計画相談が入るとタイムリーにというのが難しいため、セルフプランで対応してもらえ</u>ことで、<u>計画がなくても受給者証を発行してもらえ</u>、タイムリーに療育を受けられる。 ・受給者証発行窓口で事業所に関する情報を提供してもらえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>受給者証を発行してもらい、利用する</u>ということで、<u>このような手続きを踏んで利用しないといけないんだという意識</u>をもって利用してもらえ
	<ul style="list-style-type: none"> ・口が立つ保護者に本当は必要ないのに発行されるということはない等、誰にでも発行されるわけではない点。支給量も適切に判断されている。 ・<u>更新前に調査員が来る。3年</u>

	<ul style="list-style-type: none"> に1回の家庭訪問もある。
--	--

現状での課題（市区町村サイズ別）

■50万人以上の指定都市

	受給者証発行プロセスの課題
50万以上の指定都市	<ul style="list-style-type: none"> ・全国ルールと地方ルールに差があると感じる。 ・療育に対する考え方と受給者発行の考え方に<u>乖離</u>がある。療育の事業所が多すぎるため、質がバラバラ。<u>親が何が必要と考え、サービスを選択しているかがもはや不明</u>。それは親だけでなく、<u>事業所も経営重視</u>になっているため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・(当該のお子さんについて)<u>受給者発行に関する統一見解を出すところがない</u>。親が希望すれば発行されてしまう面があり(窓口が)、児童発達支援センター利用者でもいつの間にか受給者証の日数が増えていて、他の事業所を併用していることが後でわかることもある。それが子どもにとって本当によいことなのかわからない時もある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の発行プロセスには課題を感じないが、<u>更新時は保護者の手に届くのがギリギリ、届いても保護者が事業所に持ってくるのを忘れることが多い</u>ため、事業所としては困る。 ・また、更新時に診断書が必要だと言われたことがある人がいたり、支給日数が実情の合っているのか見直しが十分でな

	い場合もあつたりするなど(対応する行政の担当者)人によってまちまちだと聞く。
--	--

■20万人以上の中核市

	受給者証発行プロセスの課題
20万人以上の中核市	<ul style="list-style-type: none"> ・上限月額管理事業所を誰が決めるかも課題である。支給決定元では決められないため、セルフプランの場合、相談支援専門員がいないので保護者が決めるしかない。保護者が事業所によくわからないままお願いしたりする。 ・受給者証発行までの期間に差がある点。保護者や児童から「まだ使えないの?」という声も聞く。支援内容も決まっている中、利用開始できない状態が続く現状。 ・相談支援事業所の利用を勧めたくても待ちが多く、新規は受け付けていない所もあるので、なかなか繋がられない。 ・不登校児の保護者から、他者との関りをもつ機会としての利用を相談され、事業所としては学校に再登校できるようになる前のワンクッションとして日中の利用を承諾。(中略)昨年辺りから不登校児の利用希望が増えていることもあり、今後の課題。 ・発行には医師の診断書もしくは療育手帳が必要で、申請までに時間がかかる。受け入れが難しい保護者にとって、診断書はハードルが高い。 ・マンパワー、特に子どもの相談支援は足りない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳があれば発行されるが、手帳がない場合は医師の意見書となるが、1~2行の意見書に意味があるのかと思う ・課題はセルフプランで、10日や23日の使い道を保護者がわからないこと。困った後に、事態が複雑になってから相談支援が入ることが多い。市の方針としてはセルフの方が保護者は早くサービスに繋がれるから好ましいという主張。 ・相談支援事業所が少ないことも課題。現状は保護者のメンタル問題や保護者が発達障害などで養育ができないような支援ニーズがある事例、虐待などの事例だけが相談支援の対象になっている。親が元気だったら親が調整できるはずと市から言われる。
--	---

■5万人以上の市、5万人未満の(市)町村

	受給者証発行プロセスの課題
5万人以上の市	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>保護者が障害福祉サービスの仕組みなどを説明受ける時間を、市の方でしっかりとってもらえるとより良い。</u>申請だけが進んでしまい、事業所側で説明することも。
5万人未満の(市)町村	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>就労や見守りなど、本来の目的以外のところで支給日数を求められた時に、計画相談がついていないケースがある。</u>計画相談がついていれば、本来の使い方と違うと説明できるが。万が一窓口で就労など本当の目的を隠して申請した時に蓋を開けてみると本来の使い方ではない目的で使っていたとし

でも、 <u>計画相談が入っていないとモニタリングがない。</u>
・最近はそのほどないが、「 <u>障がい者</u> 」という言葉が表に出たりするので、 <u>ハードルがある</u> 。「障がい児」という言葉を見て、戸惑う方がいるが、それで「辞めます」という方はいないが、もやもやしなからという保護者もいる。特に通園は、診断がなくても利用できるので、ハードルが高いところが少しある。ただし、 <u>何でもかんでもどうぞというのは違うので、きちんと線引きをするという意味では受給者証がいる</u> と思う。
・ <u>調査員が正規職員ではないので、フルタイムの母親からは聞き取りだけで実際に母親や児に会わずに済ませている</u> こともある。
・支援者の思いが強くなりやすい。保護者が納得しているところではあるが、説得しているようなところもある。結果的に良かったと言うことになるが、保護者が理解しない場合は利用につながらない。
・ <u>セルフプラン+意見書の日数通りで発行するので、本人のニーズに合わせた支給量とは限らない。</u>

まとめ（#1）

【受給者発行に関する意見：事業所サイド】

良い点：

- ・どの自治体でも発行に関しては、概ね1カ月程度（で支障は低い）
- ・中核市より小規模自治体で、市の発行に関する説明等が丁寧で、相談支援事業所が付いてい

る場合にはモニタリングも機能しているとのこと。

- ・どの自治体でも、また相談支援事業所なしのセルフプランでも受給者発行に支障はない（ことが良い点としているが、後述の課題面と裏表に）。

【受給者発行に関する意見：事業所サイド】

課題：

- ・受給者発行に関する統一見解を出す機関がない。親が希望すれば発行されてしまう面があり、複数の事業所を併用する事例が増えており、果たして子どもにとってそれが本当に「良いのか」疑問である（本人の支援ニーズに合致しているのか不明）ことが多々ある。
- ・どの自治体でも、相談支援事業所が不足していることで、セルフプランばかりになっており、それが前述のコーディネートされていない「サービス併用」及び「モニタリング不足」を招いている節がある。
- ・むしろ「不健康ではない保護者はセルフプランでやるべき」とする自治体さえある。
- ・発達支援や療育という目的ではない利用（不登校、養育機能不全など）があり、一長一短の側面がある。

#2 相談支援事業所の果たすべき役割と現実とのギャップ

整理された内容（#2）

要約	ヒアリング内容（一部修正）
継続しての相談・支援が難しい	・児童発達支援や放デイを利用したいというだけのニーズの保護者と、障害児のきょうだいの思い、夫婦関係のこじれなどその他の課題を抱えている家庭もある。この課題に対応するのが、相談支援事業所の役割だと考える。一方で、継続的に関わる関係性、ライフステージに沿って対応していくマンパワーがない現状がある。

<p>人員不足が生じている</p>	<p>・相談支援事業所は、現状手厚く関わっていることができたとしても経営が立ち行かず、結果、慢性的に人員不足に陥る。また人員が補充されたとしても、安全面確保の観点から、生活介護などの職員補充が優先され、相談支援部門の補充は後回しになる。福祉系を希望する学生も減少している。</p> <p>・担当者会議、モニタリングが追いつかない。間に合わないことがある。経過を追えない。ケース数が多い。相談支援の人数が足りない。</p> <p>・児童に対応できる相談支援事業所が足りず、セルフプランが増えているため、サービスを利用できれば良いと思う保護者へもセルフプランのメリットとデメリットをしっかりと伝えるべきであり、本人の最善の利益を一番に考える必要がある。</p> <p>・相談支援は障害児が一番先に使うサービスのはずだが、相談支援員へのなりてが少なく、サービスを受けられない現状がある。</p> <p>・密な支援をしたいのに、一人ひとりにかける時間が限られている。</p>
<p>経営・運営上(経費・人件費)の困難が生じる</p>	<p>・事業所の見学や医療受診に同行することも利用者の為になることなので大切だが、人件費がかかるだけで、プランを作成しないとお金にならない現状がある。就学前児についても、支援にすぐ繋がることができない子のために、支援までの間の何かがほしい。本来は療育支援事業がそこを担うことになっているが、現実はそうになっていない。サービス等枠組み</p>

	<p>だけでなく、きちんとお金に繋がる仕組みが欲しい。"</p> <p>・報酬の問題があり、たくさんの方を受けられない。</p>
<p>地域の提供 できる支援 サービスが 限られてお り、選択肢 がない</p>	<p>・児童の場合、通常の流れと異なり、既に利用する事業所が決まっている中で、相談支援専門員が介入することが多い。</p>
<p>相談支援の 質の確保が 難しい</p>	<p>・定期的なモニタリングがなく、第三者による評価が難しい。通所事業所の抱え込みになりやすい。</p>
<p>他職種との 連携が難し い</p>	<p>・家族支援については、保健師の存在が大きく一緒にサポートしているが、上手く連携が図れないこともある。</p>
<p>提供される サービス量 と実際必要 と考えるサ ービス量と の乖離が生 じている</p>	<p>・児童発達支援に関しては、子の状態や家庭の困り感を考慮すると日数を増やすことを良いと考えるが、自治体からは家庭での時間を大事にするよう指導されることがあり、現場の声を大事してほしい思いがある。</p>
<p>バーンアウトでの辞職が多い</p>	<p>・相談支援はバーンアウトして辞めていく人が多い。また1人職場は日々相談できる人がいない。行政と基幹相談支援センターの共催で相談支援連絡会は3ヶ月に一度やっているが、毎回時間が足りなくなるので、この頻度では足りないと感じている。この連絡会は行政が通達をした方が参加率が高い。"</p>

まとめ (# 2)

【相談支援事業所における課題】

○運営・経営上の課題

- ・人員不足が生じている

- ・バーンアウトでの辞職が多い
 - ・経営・運営上（経費・人件費）の困難が生じる
- 支援・サービス提供時の課題
- ・継続しての相談・支援が難しい
 - ・相談支援の質の確保が難しい
 - ・他職種との連携が難しい
- その他の課題
- ・提供されるサービス量と実際必要と考えるサービス量との乖離が生じている
 - ・地域の提供できる支援サービスが限られており、選択肢がない

3 事業所が受給者証発行を保護者に促す際の留意点と課題

整理された内容（# 3）

要約	ヒアリング内容（一部修正）
保護者に 向けて、 発達支援 のための ガイダンス・情報 提供を丁寧に行 う。	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から電話でB事業所に見学申し込みがあったときに、入口支援を行うこともある。療育とは何か、福祉手続きについての詳細、受給者証について、行き先（行きたい事業所）が決まったら、その事業所の担当者と話して受給者証の日数なども検討した方がよい旨を説明することも多い。 ・保護者は福祉の利用を目指してくるので、相談支援事業所で相談しながら悩み決めるというプロセスを経験することはない。強いて言えば、児童発達支援センターを卒園して、そのまま放課後等デイサービスを利用する際、手順をまったくわかっていない保護者がいるくらい（以前の申請は行政がかなりやってくれるため）。 ・子どもに何らかの支援が必要だと思われるが、保護者が福祉サービスの制度を知らないためにサー

	<p>ビスを受けられていない場合がある。</p>
保護者が 困り感に 気づいて いないた め、サー ビスを利 用してい ない場合 は保護者 との信頼 関係の構 築が最重 要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族が自分たちの困り感に気づいていない時。客観的な立場として、必要なサービスや支援を受けられるので利用していきましょうと伝えても、「全然大丈夫」という当事者や家族も多い。 ・この場合、まず傾聴して、信頼関係の構築に全力を注ぐ。信頼感を持っていただいて、その人に必要な支援と一緒に考えて提供していくことに尽きる。
保健師か らの紹介 や子育て 支援関連 の〇〇教 室などに よってサ ービスの 利用に至 ることが 多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・既にサービス（C事業所の保育所等訪問支援）を受けている人から情報を得た保護者からの相談の場合は、まずは受給者証の取得のための案内を行ったことがある。相談によりサービス利用につながるというよりは、保健師の紹介や〇〇教室などの利用などを経て、事業所の見学を経て、サービスの利用に至るケースが多い。
相談支援 事業所の 対応の差 がある。 保護者へ のサービ ス制度、 実際の利 用までの プロセス や支援内 容につい	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の対応にも差があり、熱心なところは事前で電話での確認や見学もあるが、全く見学も連絡もない事業所もある。事業所側から保護者に利用を断ったことはないが、保護者が見学をして、このプログラムではうちの子には難しいと思うと辞退されるようなことはある。児童が何を求めているか（どのような支援が必要か）保護者が分かっていないので、保護者に知ってもらうことが大

<p>ての情報提供が重要である</p>	<p>切。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットで調べて自分で療育機関に相談の電話をするケースもたまにある。すぐ通えるところではなく、実際に利用するまでに日数が必要ということは伝える。役場に申請が必要ということも伝える。トラブルはそんなにない。 ・受給者証の制度を知らない人もいる。私費の施設と混同していたり、児童発達支援施設の意味が分かっていなかったり、幼児教室の一環として考えていたりする場合には、制度の説明からする。 ・保護者との面接の中で、本人の発達特性や発達の状況をできるだけ、保護者と共有をすることを気を付けている。そのうえで、福祉サービスの必要性、福祉サービスを利用することで、子供にどんなメリットがあるかを丁寧に説明するようにしている。 <p>「みんなと遅れている」「できないことがある」から療育を受けるといような短絡的な理解にならないように気を付けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2歳で受給者証を使う保護者は、知的の軽重ではなく、自閉度の重いケースが多い。また親も特性を持っている親も多いから、情報が混乱しており、そういうケースは相談支援が入った方がいいのになって思っている。 	<p>る。</p> <p>証の発行窓口が「障害福祉課」、サービスが「障害児通所支援」、請求書や明細書の「障害児氏名」、受給者証の障害区分など)。細かい名称的な部分で取得のハードルを挙げていると思うので、「子ども発達支援」など名称が変わってもよいかと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・D事業所において、請求書はシステム上で「児童氏名」と変えている。うちの子「障害児ですか」と保護者に質問されると、こちらとしては障害とは思っていないけれども、サービスのあらゆるところに「障害児」というワードがあるのでジレンマを感じる。「今はすそ野が広がっているので気にしないで」、と伝えるようにしている。多くはないけど、そういうことに対する強い思いを持っている保護者はいるし、いわないだけで潜在的に抵抗感ある人もいるかもしれない。"
<p>「障害」の名称使用の是非あるいは方法を検討する必要がある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害児通所支援」の「障害」の部分に抵抗を持つ保護者もいる。事業所では「障害」という言葉をなるべく使わないようにするけれど、受給者証取得のプロセスでどこかで保護者は「障害」という言葉を目にすることになる（受給者 	<p>保護者による子どもの障害理解・受容までの家族支援が必要である</p> <p>保護者が支援の必要性をわかっているが、診断を付けることへの抵抗感、医療機関につながることへの抵抗感があることがあり、福祉サービスの利用までに至らないことがある。その場合、当事業所では公益での利用で、継続をするようにしている。"</p>
		<p>セルフプランにより、子どもにとって不適切なサービスの利用になるこ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昔の方が「障害」に反応した人は多かったですけど、最近は特に抵抗がない人が多い。逆に、2歳台などの就園前の時期に3か所や4か所の通所事業所にいって子どもが混乱しているケースが多い。セルフプランで、親が見つけて契約したら別な事業所も使えるので、結

とがある	局 2 歳で繋がるにはそれなりに特性があって受給者証が発行される。そうすると親が不安だからどこか利用できる場所と行って（複数の事業所に）行く、子どもは行くところと行くところ全然違うことをやるから混乱していて不安定になることが非常に多い。
------	--

まとめ（#3）

【保護者に向けての支援（家族支援）】

○保護者との信頼関係の構築

・保護者が困り感に気づいていないため、サービスを利用していない場合は保護者との信頼関係の構築が最重要である。

○保護者への情報提供やガイダンス

・保護者に向けて、発達支援のためのガイダンス・情報提供を丁寧に行う。

・保健師からの紹介や子育て支援関連の〇〇教室などによってサービスの利用に至ることが多い。

・保護者へのサービス制度、実際の利用までのプロセスや支援内容についての情報提供が重要である

○保護者への継続的支援

・保護者による子どもの障害理解・受容までの家族支援が必要である

○その他の留意点

・「障害」の名称使用の是非あるいは方法を検討する必要がある。

・セルフプランにより、子どもにとって不適切なサービスの利用になることがある

#4 事業所からみた、自治体、通所・相談支援事業所の役割

整理された内容（#4）

事業所と自治体	インタビュー内容 (一部修正)
【通所支援事業所】	・事業所ごとに専門性や強みがあるので、そこを貫いて、専門

・支援に必要な専門性 ・保護者と子どもの障害理解の手助け	プログラムを提供してほしい。 ・入口になると良いかなど。迷われている方も多し、親子で通うことで子どものことも分かる。民間の事業所は親子分離が多いが、親子で通うことは、大変さはあるが、子どものことを知ってもらえで大切かと。そこで理解してもらおうことで、次の進路も。
---------------------------------	--

【相談支援事業所】 ・家族機能に応じたガイドライン以外の支援の必要性 ・調整（コーディネート） 役 ・連携の促進 ・受給者証の不要な相談場所 ・保護者と事業所との架け橋	・相談員が各事業所の特色を把握しておいて、本人に合う事業所の情報提供ができる。利用の調整も含む。支給量に関してはガイドラインがある中で、必要な家庭には、ガイドライン外の所の必要性を行政に如何に伝えられるか。 ・相談支援事業所はコーディネーターしていく側なので、みんな考えていく調整をしていくことが役割。事業所によっては、計画相談が入っていないと、複数の事業所を利用しているケースでは、事業所同士連絡取りにくいということもあると聞く。相談員が入っていて良かったという声は聞く。一堂に集まれる場を設けていかないといけないと思う。 法改正もされ、支援の重要性もあるので、いずれE事業所でも相談支援事業所の機能も持てると良いと思い勉強し始めている。相談支援事業所は必要だと思う。相談支援事業所へ行って、どういうことが必要かを話して、自治体とも連携して繋いでもらえる。迷っている親子の手助けになる。
--	--

	<p>・児童発達支援センターでもできるが、相談支援事業所の機能も持てたら、もっとできるかなと。今も相談は受けているが、今は手一杯の状態で行っている。マンパワーは必要。今は、保育所等訪問支援でできているが、相談支援であれば受給者証がいない。本当に相談のところができる。</p> <p>・F市は相談支援事業所で相談だけ受けることをしているらしい。保育所等訪問支援よりもハードルが低いのですごく多いらしい。相談支援は相談支援事業所の方がつないだりするなど、利用しやすいらしい。保育所等訪問支援は、保護者に書類を書いてもらってなどいろいろなステップがあるかららしい。計画相談をしても他機関を見に行くなどしやすいらしい。ある程度のハードルはあると思うが、そこを躊躇する人を拾えると良いと思っている。</p> <p>・マンパワーがあれば、繋ぎやすいので、相談支援事業所の機能もあると良い。他事業所とも連携できると良いなど。発達障がい者の相談支援事業所はたくさんあるが、発達障がい児の相談支援事業所は少ない。必要な方や困っている方も増えているが。</p> <p>・計画相談者は多いが、児は少ないのはお金になりにくいからではないか。やはり福祉の部分が多い。児は、はっきり診断が下りてない子も多く、者は診断が下りていて、人数も把握し</p>
	<p>やすいからか。保育所も同じだが、私立は、いろいろな助成金を取れるし、保護者からも実費でいろいろと取れるが、公的な所はお金を取れないので損が多く、持ち出しも多い。あまり儲けになりにくいのかもしれない。国が中心になっていろいろな所ができるように支援してもらいたい。現在の物価高騰のための助成も G 学園は公的機関なので申請できなかった。私立は1人に対していくらという感じで申請できたが、公立は申請さえもできない。だから民営化も進んでしまう。</p> <p>・同法人内に相談支援員がいるため、保護者と事業所の架け橋となってくれる。相談支援員が仲介してくれることで、保護者と事業所との関係性が保たれる。</p>
<p>【自治体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報収集と情報提供 ・必要な会議に官・民で連携することが重要 ・自治体内での連携の必要性 	<p>・相談支援のメリット感が保護者になく、まず役所となっていると思うので、事業所情報収集や H 市内の社会資源を可視化して、ちゃんと PR してもらおう。最初の窓口での対応で、けんもほろろに対応されて気持ちになえる保護者けっこういると聞くので、あたたかく対応してもらいたい。"</p> <p>・統括。必要とされる方が必要とされるころへ行けるように。</p> <p>・1歳半健診で引っかかった子は I 市と社会福祉事業団との会議で名前があがり、支援に繋がらないことがないように調整されるが、そこに民間の人間は</p>

	<p>入っていない。ケースによっては民間の方が家庭環境などの情報を持っている場合もあるので、その会議に民間も入れてほしい。</p> <p>・自治体の中ではケースの重さによって担当課が途中で変わることもあるが、担当でなくなると情報の行き来がなく、家庭児童相談室とJ相談所双方から受給者証発行について意見してほしい時でも、どちらか(担当)に伝えておきますで終わることがある。また、地域福祉課と保健センターが連携されておらず、それぞれに同じことを何度も伝えたり、手続きが分散されたりで何度も往復させられたこともある。自治体内での連携の必要性を感じる。</p>
--	--

まとめ (#4)

表 事業所(通所支援・相談支援)からみた自治体、通所・相談支援事業所の役割

(表1)

D. おわりに

このインタビュー調査の結果から、受給者証の発行は概ね1か月程度がかかり、大きな支障は見受けられないことがわかった。

一方で、受給者発行に関する統一見解を出す機関がため、親が希望すれば発行されてしまう面があり、子どもにとっての利益になっているのが懸念されるところである。

また、相談支援事業所の不足によりセルフプランが多く、コーディネートされていない「サービス併用」及び「モニタリング不足」を招いている面があることもわかった。

その他、相談支援事業所における課題として、運営・経営上の課題、支援・サービス提供時の課

題などが明確になってきた。

さらに、この調査の中で、受給者証発行の際の、さまざまな種類の家族支援が必要であることもわかってきた。

E 健康危険情報 該当なし

F 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G 知的財産権の出願・登録状況

該当なし

H 引用文献・参考文献

<参考文献>

- ・全国児童発達支援協議会監修 宮田広善・光真坊浩史 山根希代子・酒井康年・岸良至他著 増補新版障害児通所支援ハンドブック エンパワメント研究所 2024
- ・全国児童発達支援協議会障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 監修 宮田広善・千塚昭彦編著 松下直弘・田畑寿明他著 障害児相談支援ハンドブック エンパワメント研究所 2016
- ・一般社団法人全国児童発達支援協議会編集 障害のある子を支える児童発達支援等実践事例集 中央法規 2020
- ・日本相談支援専門員協会編集 障害のある子の支援計画作成事例集 発達を支える障害児支援利用計画と個別支援計画 中央法規 2021
- ・障害のある子どもの放課後保障全国連絡会編 こどもたちのゆたかな育ちのために放課後等デイサービスハンドブック かもがわ出版 2022

事業所(通所支援・相談支援)からみた、自治体、通所・相談支援事業所の役割

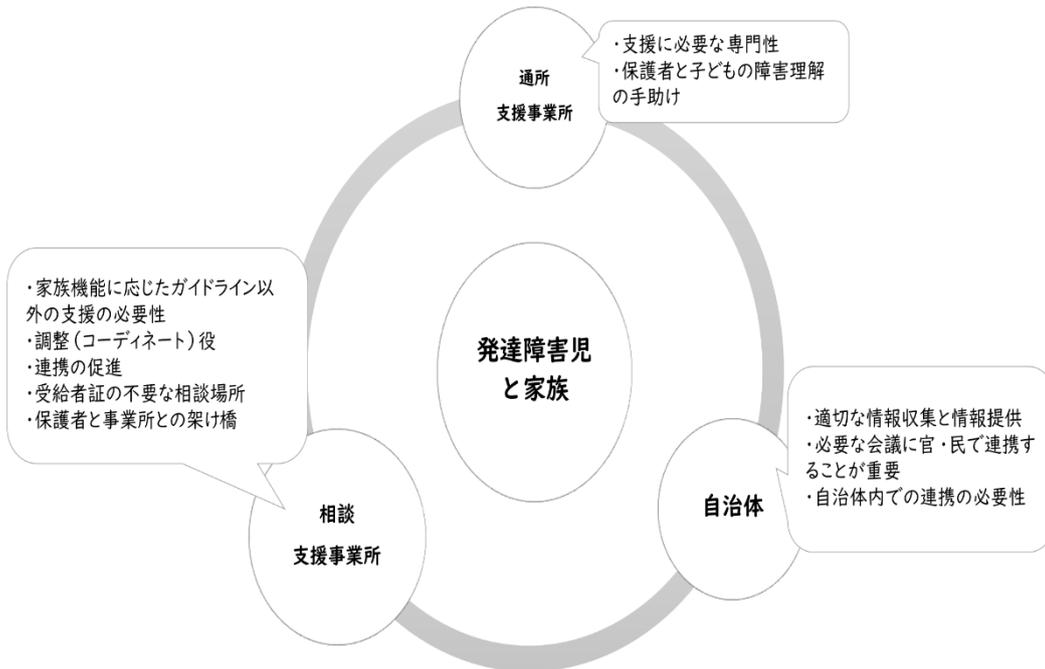


表 1